

改定後	改定前
<p>E T Cカード特約 (<u>コーポレートカード用・会社一括方式用</u>)</p> <p>第2条 (E T Cカードの貸与と取扱い)</p> <p>1. 当社は、当社が発行するクレジットカード (以下「カード」という) のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約と<u>当社が定める会員規約ならびに会員特約</u> (以下まとめて「<u>会員規約</u>」という) を承認のうえ所定の方法で申込みをし、当社が適格と認めた法人会員をE T Cカード法人会員 (以下「<u>会員</u>」という) とします。</p> <p>(略)</p>	<p>E T Cカード特約 (<u>スーパー法人用</u>)</p> <p>第2条 (E T Cカードの貸与と取扱い)</p> <p>1. 当社は、当社が発行するクレジットカード (以下「カード」という) のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約と<u>しんきんカード法人会員規約</u> (以下「<u>会員規約</u>」という) を承認のうえ所定の方法で申込みをし、当社が適格と認めた法人会員をE T Cカード法人会員 (以下「<u>会員</u>」という) とします。</p> <p>(略)</p>
<p>第9条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) 会員または使用者の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員または使用者がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員または使用者に重大な過失があったものと見なします。</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、E T Cカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(4) 会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p><u>(6) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p>	<p>第9条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) 会員または使用者の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員または使用者がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員または使用者に重大な過失があったものと見なします。</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、E T Cカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(4) 会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p>

<p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第12条 (退会)</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、管理責任者が<u>当社所定の方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者がETCカードを退会する場合は、管理責任者が<u>当社所定の方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第12条 (退会)</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、管理責任者が<u>所定の届出用紙</u>により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者がETCカードを退会する場合は、管理責任者が<u>所定の届出用紙</u>により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第13条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の<u>方法</u>で届出を行い、当社が<u>適当と認めた場合</u>に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第13条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の<u>届け出を提出していただき</u>当社が<u>適当と認めた場合</u>に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第16条 (特約の変更)</p> <p>本特約の変更については<u>会員規約の変更に関する規定を適用するものとします。</u></p>	<p>第16条 (特約の変更、承認)</p> <p>本特約の変更については<u>当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。</u>また、<u>法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>

E T Cシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。

E T Cシステム利用規程



<https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html>

E T Cシステム利用規程実施細則



<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>